

平成26年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成26年5月7日）

（午前 9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成26年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、4番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄幸君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成26年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議案第27号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 議案第27号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第27号固定資産評価員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価員（無給）に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠228番地51。

氏名、松井敬道。

生年月日、昭和36年4月1日。

職業、歌志内市財政課長。

提案理由は、平成26年4月1日付で所管課長に異動があったので、任命がえをしようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、これに同意することに決しました。

議案第28号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 議案第28号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第28号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）の公布に伴い、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料1ページをごらん願います。

第2条は、課税額の規定でございます。

地方税法施行令に定められている後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額の課税限度額が「12万円」から「14万円」に引き上げられたことにより、本市の課税限度額も同様に改めるものでございます。

地方税法第703条の4第19項、第27項及び地方税法施行令第56条の88の2第2項、第3項に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

第22条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の規定でございますが、引用する条文を整理するものでございます。

地方税法第718条の7の規定に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。第2条の改正による課税限度額の引き上げに伴い、減額後の課税限度額も引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、5割と2割軽減の判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減は、軽減判定所得の算定の際に、被保険者の数から除かれた世帯主を算定の数に含めることに改め、2割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を「35万円」から「45万円」に引き上げるものでございます。

例えば、二人世帯の場合、5割軽減は現行では所得が57万5,000円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は24万5,000円引き上げられ、82万円までの所得の世帯が対象になり、また2割軽減は現行103万円以下の所得の世帯が対象でありましたが、改正後は123万円までの世帯が対象となるものでございます。

地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89の規定に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1項は施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2項は適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（山崎数彦君）　女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君）　まず一つ目に、2割と5割軽減の方の今の人数、聞きたいと思います。

今回、改正に伴って何人にまたなるのか聞きたいと思います。

二つ目に、2割、5割の方の給与収入が幾らから幾らまで認められるのか、拡充になったのか、お聞きしたいと思います。

三つ目、あと、この改正によって負担増になる人数がどれぐらい、幾らから何世帯になるのかお聞きしたいと思います。

四つ目に、全道的に負担増になる人数とかというのは市のほうでは把握しているか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 2割、5割の軽減の人数でございますが、まだ所得世帯数等ちょっと確定しておりませんが、前年と同じという前提でお話をさせていただきます。

まず、5割軽減につきましては、前年と同様でございますが55世帯でございますが、それが114世帯になる計算上でございます。

2割軽減につきましては、119世帯が5割に一部移行していますので105世帯になります。

あと、2割、5割の給与収入でございますが、人数、世帯数によってちょっと変わってきます。それで、給与収入の場合で、二人世帯の給与収入ということでお話をさせていただきます。2割の場合は、今まで171万9,000円までの部分が2割軽減になっておりましたが、2割の軽減につきましては、今まで……。ちょっと済みません。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 失礼いたしました。

2割軽減の場合、給与収入の場合、今まで171万9,999円までが2割軽減でしたが、改正によりまして、201万5,999円まで軽減になるものでございます。

5割軽減につきましては、122万5,000円までが軽減だったものが、147万円までが5割軽減になります。

あと、負担増となる世帯でございますが、課税限度額の引き上げによりまして、影響がある世帯につきましては後期高齢者分、これが今の試算でいきますと3世帯が1世帯になります。

あと、介護部分が1世帯あったものがゼロ世帯になる予定でございます。

あと、他市町村の部分の負担増となる人数については把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ①の質問で、2割軽減の方が5割軽減のほうに移るよということなのですが、これは何世帯ぐらいいらっしゃるかお聞きしたいと思います。

あと、負担増になる方、3番目に聞いたやつなのですが、歌志内にほとんどいないということなのですが、やはり軽減の拡充になるのは、これはとてもいいことだと思うのですよね。多分、全道的に見てもふえたり減っているとかしている人もいると思うのですが、負担する人というのは少なからず出てくると思うのです。そこで、ちゃんと国保の会計でやりくりしたりだとか、いろいろ国からのちゃんとした支援を受けて、負担する人を少なく

するという努力も必要だと思うのですが、その辺どういうふうを考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 2割から5割になる世帯数でございますが、先ほどと同じく、前年の所得と前年の世帯数ということで試算をしますと、59世帯の予定でございます。

あと、軽減の拡充で負担がふえる方の負担を少なくするにはどうするかということでございますが、これにつきましては、法定限度額まで負担能力があるのに課税しなければ中間所得層などほかの層に何らかのしわ寄せが来ますので、また経営姿勢でもそのような部分をしませんと、特々調等に影響がございますので、こちらの部分につきましては、そのような形で限度額まで引き上げて、中間所得層の負担軽減と国の特々調等を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 5割にしても2割にしても、大分この世帯の変更があるようなのですが、この世帯に対する周知というか通知というか、以前に多かたり少なかりされる課税の仕方が批判された経緯があるのですけれども、その辺の対策はどういうことでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 軽減世帯の周知ということでございますが、これにつきましては、所得が確定した時点で市のほうでわかりますので、これにつきましては申請がなく自動的に適用されるものでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これもちまして、平成26年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時17分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 下 山 則 義

